

判決年月日	平成29年2月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成27年（行ケ）第10231号		
○ 発明の名称を「黒ショウガ成分含有組成物」とする発明につき、サポート要件違反を認めず無効審判請求を不成立とした審決を、その判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

（関連条文）特許法36条6項1号

（関連する権利番号等）無効2015-800007号，特許第5569848号

### 判 決 要 旨

被告は、標記特許の特許権者である。原告が無効審判請求をしたのに対し、特許庁が不成立審決をしたため、原告が提訴した。本件発明は、黒ショウガ成分を含有する粒子の表面の一部又は全部をナタネ油あるいはパーム油を含むコート剤で被覆することにより、黒ショウガ成分に含まれるポリフェノール類の体内吸収性を高めるというものである。

審決は、黒ショウガ成分を含有する粒子を、ナタネ油あるいはパーム油を含むコート剤にて被覆した組成物によって、ショウガ成分に含まれるポリフェノール類の体内への吸収性を高めるという課題が解決できることを本件明細書の発明の詳細な説明の記載から当業者は認識できるといえるから、サポート要件に違反しないと判断した。

これに対し、本判決は、要旨次のとおり説示して審決を取り消した。

- ① 本件発明は、黒ショウガ成分を含有する粒子の表面の一部を、ナタネ油あるいはパーム油を含むコート剤にて被覆する態様、すなわち、「黒ショウガ成分を含有する粒子」の表面の僅かな部分を「油脂を含むコート剤」で被覆した態様も包含していると解される。
- ② しかし、本件明細書の記載（ないし示唆）はもとより、本件出願当時の技術常識に照らしても、当業者は、そのような態様が本件発明の課題を解決できるとまでは認識することができない（本件明細書の記載から、当業者は、本件発明の課題を解決するためには、パーム油あるいはナタネ油のような油脂を含むコート剤にて被覆することが肝要であると認識し、また、被覆の量や程度が不十分である場合には、その課題を解決することが困難であろうことも予測するといえるが、かかる予測を覆すに足りる十分な記載が本件明細書になされているものとは認められず、また、これを補うだけの技術常識が本件出願当時に存在したことを認めるに足りる証拠もない。したがって、本件明細書の記載（ないし示唆）はもとより、本件出願当時の技術常識に照らしても、当業者は、「黒ショウガ成分を含有する粒子」の表面の僅かな部分を「油脂を含むコート剤」で被覆した状態が本件発明の課題を解決できると認識することはできない。）。
- ③ そうすると、本件発明の特許請求の範囲の記載は、いずれも、本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件出願当時の技術常識に照らして、当業者が、本件明細書に記載された本件発明の課題を解決できると認識できる範囲を超えており、サポート要件に適合しないものというべきである。

以上